

## 別紙

平成27年度異状死死因究明支援事業等に関する検証事業委託費交付要綱

(通則)

- 1 平成27年度異状死死因究明支援事業等に関する検証事業委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 <sup>厚生省</sup> 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この委託費は、異状死死因究明支援事業等を通じて得られた解剖や死亡時画像診断の事例について検証を行い、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿等の公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この委託費は、平成27年 月 日医政発 第 号（平成27年度予算成立後施行）厚生労働省医政局長通知の別紙「異状死死因究明支援事業等に関する検証事業実施要綱」に基づき、別途公募により選定された団体が行う事業とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この委託費の交付額は、次により算出するものとする。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。  
(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額と

を比較して少ない方の額を選定する。

- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費
3, 8 1 1 千円	事業実施に必要な次に掲げる経費 諸謝金、旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費）

(委託費の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、原則として支払うべき額を確定した後、委託事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、厚生労働大臣は、委託事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしてしなければならない。

ただし、委託事業者が概算払による支払を要望する場合は、厚生労働大臣は委託事業者の資力、委託事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出

について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を委託費の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(5) 委託事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この委託費に係る支出明細書を別紙様式3により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は平成28年7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。

(6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）

7 この委託費の交付の申請は、別紙様式1による申請書を平成27年 月 日（調整中、選定の1ヶ月後目処）までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

8 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、平成28年1月31日までにを行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

9 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

- 10 この委託費の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日)又は平成28年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(委託費の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、7、8及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。